

**アジア地域における海賊版に対する
官民の取り組みの強化について**

平成14年5月9日

海賊版対策連絡協議会

近年、中国、韓国、台湾、香港等をはじめとしてアジア地域における文化交流がますます盛んになる中で、日本文化への興味関心が高まり、我が国の音楽、映画、テレビドラマ、アニメ、ゲームソフト等の著作物等の流通が拡大している。また、最近のデジタル化・ネットワーク化の進展によって、質の劣化を伴うことなく著作物の複製を容易に行うことができるようになるとともに、インターネットを通じて大量の著作物等が国境を越えて流通している。このような状況を背景として、アジア地域における、CD、DVD、ゲームソフト等、我が国の著作物等の海賊版（違法複製物）の作成・流通が急激に増大してきている。さらに、特にブロードバンドの発達した地域においては、これまでのディスク等の有体物にコンテンツ（無体の情報財）が収録された形態の海賊版のみならず、インターネットを介してコンテンツの違法利用が急増しつつある。

コンピュータプログラム、音楽、映像のように著作権者等の許諾を得ずに製造される「海賊版」と、特許権者の許諾なく製造されるバイク、家電製品等の「模倣品」は、いずれも違法行為によって作り出されるという共通点を有する一方で、異なる特性を持ち合わせている。

すなわち、特許製品においては無体の「アイデア」である特許を利用した「有体物」が商品であるのに対し、著作権法においては「無体の情報財（コンテンツ）」そのものが保護の対象であり、その情報が収録されているディスク等の「有体物」などはコンテンツを蓄えた器のようなものであり、コンテンツの利用機会を提供する媒体にすぎない。このため、例えば、バイク等の「模倣品」を製造するためには、組立工場の設置、部品・原材料の調達等大規模・組織的な工程を伴うことに対し、著作権侵害による「海賊版」は、パソコン1台あれば、誰でも製作し、また、インターネットを介して簡単に流通させることができる。

従って、日本の知的財産国家戦略の一環として、海外において日本の国民や企業が権利を有する著作物等が、他の知的財産と共に十分な保護を受けるべきことは当然であるが、具体的な方策を講じるに当たっては、こうした著作権の特性を踏まえた配慮が必要である。

1. アジア地域における海賊版被害の状況

アジア地域における我が国の著作物の海賊版被害について、具体的には次のような状況が報告されている。

東アジアにおけるレコード・CD等の侵害状況を見ると、中国においては、約1,030億円のレコード・CD等の音楽市場のうち、約90%に当たる約944億円が侵害市場（海賊版による市場）であり、台湾においては、約576億円の音楽市場のうち約45%（259億円）、韓国においては、約520億円の音楽市場のうち約25%（130億円）、香港においては、約282億円の音楽市場のうち約50%（141億円）がそれぞれ侵害市場と推計されている。なお、これらの地域の侵害市場のうち、約3割程度が日本の音楽の海賊版と推計されている。（2000年、国際レコード産業連盟）

中国では、「宇多田ヒカル」、「浜崎あゆみ」や「小柳ユキ」等の所属会社の異なる歌手のヒット曲を集めたベストアルバムが200円前後で販売されているほか、日本のプレイステーション用ソフトの海賊版が約75円～150円（正規品は6,800～7,800円）、ゲームボーイ用ソフトの海賊版が700円前後（正規品は3,800～4,800円）で販売されている。

また、海賊版のビデオCDやDVDが数多く存在し、日本のアニメーションを中心に「北野武」や「黒澤明」等の作品に人気があり、一枚約75～375円（日本におけるDVDの販売価格は5,000円程度）で販売されている。（不正商品対策協議会）

韓国では、プレイステーション2のゲームソフトの海賊版が2,500円前後（正規品は6,800～7,800円）で販売されている。特に、ヒット作の場合には、正規品が正式に発売される2週間から1ヶ月前に市場に出回る事例が多い。市場流通ベースでの侵害率は約90%に上ると見られる。（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）

東南アジア地域で行われているものと推測されるが、映画館で上映された「千と千尋の神隠し」をビデオカメラで収録し、それをインターネット上でファイル交換する事例が発生している。（不正商品対策協議会）

このように、近年のアジア地域で氾濫する海賊版行為は、我が国の著作者、実演家等の権利を侵害し、良質なコンテンツの創作・流通を阻害するとともに、この地域での事業展開を進めようとする我が国のコンテンツ産業にとっての脅威となっている。このため、我が国の著作者等の権利者及びコンテンツ産業の利益を適切に保護するとともに、質の高い文化的創作活動を奨励し、健全な国際文化交流を推進していく上でも、インターネットを介した海賊行為も含めて、官民が連携してアジア地域における海賊版の防止・撲滅のための対策を講じることが緊急の課題である。

2. アジア地域における海賊版の氾濫の背景と防止・撲滅に向けての課題

(1) 海賊版氾濫の背景

我が国の権利者・事業者の侵害実態の把握・対抗措置が不十分

近年、アジア地域における海賊版の流通は確実に増加傾向にあるが、現地政府及び国内の権利者・事業者が権利侵害の実態を正確に把握することは難しく、権利者によっては被害を認識しにくい状況にあることなどから、海賊版に対する対抗措置が充分にとられていない。

アジア地域の多くの国における著作権保護に対する意識の低さ

多くのアジア地域においては、著作権保護に対する国民・事業者の意識が十分に育成されていないため、単に安価であることから海賊版を購入する国民や、海賊版の作成・販売によって安易に利益を得ようとする事業者があとをたたない。

アジア地域における著作権制度の未整備、権利管理団体の未成熟

アジア地域においては、国際的な著作権保護の水準に比して、十分な著作権制度を有していない国も多く、特にインターネット時代に対応した条約である「著作権に関する世界知的所有権機関条約」及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」を締結している国はほとんどない。また、著作権法は整備されていたとしても、権利者の権利を管理する民間団体が十分に育成されていなかったり、団体があつたとしても、職員の人員・経験が不足していることが多い。

アジア地域における警察・税関等による取り締まりや相互の連携が不十分

アジア地域における警察・税関等の執行機関においては、著作権制度に対する理解不足や海賊版業者らによる妨害などにより、海賊版に対する適切な摘発・押収が行われていない場合も多い。

著作権保護が不十分なアジア地域における事業展開や正規版供給に対する躊躇

アジア地域においては、執行面を含めて著作権保護の仕組みが十分に整備されていないこともあり、当該地域において我が国の著作物へのニーズが高まっているにも関わらず、我が国のコンテンツ産業の中には、経済水準の違いや取引上のモラルの問題等により、積極的な事業展開が進められなかった分野や企業がある。その結果、現地国において十分な量の正規版の供給がなされないために、海賊版の流通を増大させるという悪循環に陥っている面もある。

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う海賊版作成の容易化、国境を越えた流通の拡大

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化等の情報技術の進展に伴い、品質を劣化させることなく海賊版を作成することが容易になり、インターネットを通じて安価でかつ瞬時に海賊版を世界中に発信することが可能となってきた。

(2) 海賊版の防止・撲滅に向けての課題

権利者・事業者による海賊版に対する対抗措置の実施

もとより、著作権侵害に対しては、それぞれの権利者・事業者が自らの権利を守るために連携協力して、侵害実態の把握や訴訟の提起など主体的に取り組むことが

不可欠である。日本国政府としても我が国の権利者・事業者が自ら侵害発生地における民事・刑事等の救済手段や行政執行の制度を活用して迅速に対抗措置を講じていくことができるようにするための環境整備に努める必要がある。

著作権に関する普及促進事業の展開

著作権の防止・撲滅のためには、当該国において我が国の著作権等の権利が適切に保護されるように、著作権に関する国際条約への締結を含めた著作権法制の整備と権利管理団体の育成、さらには国民一人一人の著作権保護意識の啓発が必要であり、我が国としてもアジア地域におけるこれらの取り組みを積極的に支援していくことが不可欠である。

政府間政策協議の実施及び国際的な協力関係の確立

アジア地域における海賊版による権利侵害については、日本国政府として相手国政府に対して、我が国の著作権の保護の徹底と侵害事件に対する断固たる措置を強く要求していくことが重要である。また、侵害の原因が当該国の法制度や法の執行面にある場合には、政府としてW T O（世界貿易機関）やW I P O（世界知的所有権機関）、A P E C（アジア太平洋経済協力）などの多国間及び二国間の枠組を通じて改善措置を求めることが肝要である。

現地の警察・税関等に対する取り組みの強化

海賊版の防止・撲滅には、現地の警察・税関等の執行機関による徹底的な摘発活動が重要であり、日本国政府が、現地の著作権担当部局等と連携して、当該地域におけるこれらの執行機関による摘発活動を促進していくことを要望していくことが不可欠である。

インターネットを介した海賊行為への対応

近年ますます被害が拡大しつつあるインターネット上の海賊版に対しては、これまでのディスク等の有体物に収録された形態の海賊版への対策とは異なった新しい技術・施策による対策が必要である。急速な進化を遂げる情報技術を利用した海賊行為に対して、権利者・事業者が適切に法的・技術的対抗手段を講ずることができるよう、官民が連携して、インターネット時代に対応した海賊版対策を研究していくことが不可欠である。

3. 海賊版の防止・撲滅に向けた具体的取り組み

(1) 権利者・事業者による海賊版に対する対抗措置の実施

<新たな取り組み>

海賊版に対抗するための官民の連携協力体制の確立 文化庁等関係省庁・民間
著作権関係団体及び関係事業者による協議会を設立し、関係団体・関係事業者等が共同して海賊版に対抗するための体制を構築する。著作権関係団体、権利者・事業者及び関係省庁が共同してシンポジウムやセミナーを開催し、アジア地域における海賊版被害の実態、アジア地域における著作権制度や執行制度運用の実態、侵害に対する具体的対抗措置の状況等に関する最新の情報を共有し、政府の2国間交渉等においてその情報を有効に活用する。

海賊版対策に関する具体的事例集の作成 文化庁・民間

今後の海賊版に対する個々の企業の具体的な取り組みの参考となるように、アジア地域における海賊版に対して、著作権関係団体若しくは関係事業者等が起こした具体的な訴訟や現地政府への申し入れなどのうち、成功した事例及び失敗した事例を収集し、関係団体・関係事業者間で情報の共有を図る。

権利者・事業者による海賊版対抗措置の実施 民間

アジア地域における権利侵害に対して、著作権関係団体及び関係企業が連携して、現地における海賊版対策活動を推進したり、現地の弁護士事務所と協力して、現地での訴訟提起や現地政府への行政執行を働きかけるなど、積極的な措置を講じる。

<充実させる取り組み>

アジア地域における権利侵害の実態把握のための調査研究の充実

文化庁・民間

文化庁と著作権関係団体等が連携・協力して、アジア地域における海賊版による権利侵害の実態把握のために調査研究を行う。当面、(社)著作権情報センターを中心に、著作権関係団体等の要望を踏まえつつ、早急に中国における海賊版被害に関する調査研究を実施する。

著作権者の権利執行のための支援 文化庁・警察庁・民間

アジア地域において我が国の著作権者等が各国の法制や条約に基づいて権利執行をする上で必要となる情報を、文化庁と著作権関係団体等が連携・協力して取りまとめて手引書を作成してきているが、これを最新の動向に即して改善・充実させ、各関係企業等における積極的な活用を図る。

また、警察庁は著作権の侵害事犯に対し、権利者と協力して積極的に取り締まりを推進するとともに、著作権関係団体等が主催する広報、啓発活動を支援する。

(2) 著作権に関する普及促進事業の展開

<新たな取り組み>

アジア地域における著作権制度普及啓発シンポジウムの開催

文化庁等関係省庁・民間

国際交流年等の機会を活用してアジア地域において著作権制度の普及啓発を目的としたシンポジウム等を行う。このためまず、日中文化交流年関連事業等を利用して、

中国において著作権制度の普及と著作権意識の啓発及び日中文化交流の促進を目的としたシンポジウムを開催し、著作権保護に対する国民意識の向上を図る。

アジア地域における著作権教材開発事業の創設 文化庁・民間

誰でもが罪の意識をあまり感じることなく海賊版を容易に作成・頒布できるという著作権侵害の特性を踏まえると、著作権保護の重要性を、早い段階から、また様々な機会をとらえて教え、学ぶことが重要である。このため、アジア地域、特にアセアン諸国および中国、韓国を中心に、日本と各国が協力して著作権に関する教材や指導方法の開発、先導的な取り組みの奨励等を行う「アジア地域著作権教材開発事業」を創設する。

<充実させる取り組み>

法令の執行面を重視したアジア地域著作権制度普及促進事業の推進

文化庁

アジア地域における著作権制度の普及促進を目的とし、平成5年度より文化庁がW I P Oの協力を得て継続的に実施しているアジア地域著作権制度普及促進事業（A P A C Eプログラム）を充実・拡大する。アジア地域の裁判官、税関、警察官等、エンフォースメント担当職員や集中管理団体職員への研修を強化するなど、権利行使を念頭においた事業を拡充する。また、日本の著作物の海賊版が多く出回っている国において、セミナーの開催や著作権専門家の派遣を重点的に行う。さらに、これまでの事業を踏まえてアジア地域における著作権制度の整備状況に関する国別報告書の作成等を実施する。

(3) 政府間政策協議の実施及び国際的な協力関係の確立

<新たな取り組み>

中国及び韓国政府との著作権に関する政策協議の実施 文化庁

海賊版防止の観点に立った法の適正な執行、権利管理団体の活用やインターネット環境下での著作権保護といった課題について、早急に中国及び韓国政府の担当部局との政策協議を開始し、これを定例化する。国内の関係団体・事業者から寄せられた要望事項や係争中の侵害事件の解決へ向けての支援等について相手国政府と交渉を行う。

コンテンツ産業の振興に関する日中韓三カ国協議の実施 経済産業省

国境を越えたコンテンツ産業の提携を促進し、アジア地域全体としてのコンテンツ産業の発展を促すため、本年より中国及び韓国政府の担当部局と定期的な政策協議を開始する。事業環境整備策の一環として、海賊版対策や正規版販売を抑制するような制度の改善等についても相手国政府と交渉を行う。

台湾・香港地域等における海賊版対策についての情報交換

文化庁等関係省庁・民間

台湾・香港等の地域における海賊版問題の解決に向けて、法の適正な執行、現地の警察・税関等との連携を促進するために、現地の民間団体・関係機関と情報交換を行い、協力関係を構築する。

<充実させる取り組み>

W T O、W I P O等の国際機関の積極的活用 文化庁等関係省庁

T R I P S協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の審査制度を活用し、中国、台湾をはじめとするアジア地域における著作権制度の整備・運用を監視するとともに、必要に応じて紛争解決のための行動（W T Oへの提訴等）をとる。W I P Oにおいて進められている知的所有権のエンフォースメントについての取り組み（海賊版対策に対する成功事例集の作成等）に積極的に参画する。

国際的な著作権関係団体との連携の強化 民間

アジア地域における海賊版に対して、国際的に共同して取り組むことができるように、我が国の著作権関係団体・事業者と著作権協会国際連合（C I S A C）、国際レコード産業連盟（I F P I）、録音権協会国際事務所（B I E M）、国際映画協会（M P A）等の国際的な著作権関係団体や、アジア地域における現地の著作権関係団体等との連携・協力体制を強化する。

(4) 現地の警察・税関等に対する取り組みの強化

<充実させる取り組み>

国際刑事警察機構等を通じた海賊版事犯の現地捜査機関との連携 警察庁

我が国において流通する海賊版の製造国、仕出し国の捜査機関に対して、国際刑事警察機構等を通じ、捜査共助依頼及び関連情報の提供を行う。

アジア地域における知的財産権侵害物品の水際措置強化のための支援

財務省（税関）

アジア地域の開発途上国及び後開発途上国における T R I P S協定に基づく知的財産権侵害物品の水際取り締まりを強化するため、引き続き開発途上国等の税関職員に対し、研修を実施するなど積極的な技術支援を行っていく。

(5) インターネットを介した海賊行為への対応

<新たな取り組み>

インターネット上の権利侵害に関する官民協力による調査研究の実施

文化庁等関係省庁・民間

近年、急速に被害が拡大しつつあるインターネット上の海賊版による権利侵害について、官民が共同して調査研究を行い、それを踏まえて、インターネット上の海賊版に対する有効な対抗措置・予防策について、官民が共同して調査研究を実施する。

インターネット上における海賊版事犯に対応し得る能力の向上 警察庁

増加傾向にあるインターネット上の海賊版事犯に対して、適切に捜査を行えるよう、警察機関の体制整備を図る。

<充実させる取り組み>

インターネット上の海賊版に対する取り組みの充実・強化 民間

コンテンツに対する権利管理情報の付与、不正コピープロテクション等の技術的保護手段の活用促進、検索ロボットによるインターネット上の海賊版の発見及び警告等を通じてインターネット上における海賊版の防止・撲滅を図る。

WIPO 新条約の策定等への積極的貢献 文化庁等関係省庁

WIPO（世界知的所有権機関）においては、インターネット時代に対応した新たな著作権保護の枠組を構築するための条約作りが進められている。これまでに「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」、「実演・レコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」が策定されるとともに、現在、「視聴覚的実演に関する条約」、「放送機関に関する条約」の策定のための作業が進められているところである。

インターネットの普及により海賊版が国境を越えて流通している中で権利者等が適切に権利を行使していくためには、可能な限り多くの国々がこれらの条約を早急に締結することが不可欠であり、我が国としてもアジア諸国に対して、条約の締結を積極的に働きかける。また、現在検討が進められている視聴覚的実演や放送機関に関する条約についてもその早期の採択に向け、WIPO における議論に積極的に参画する。

日本の知的財産国家戦略を推進するに当たっては、コンテンツ産業の海外における事業展開を促進・拡大するための環境整備が重要であり、そのためにはアジア地域における著作権関係者の権利保護や海賊版対策等についての総合的な取り組みが必要である。

著作権分野における上記の諸施策を推進するために、権利者・事業者や関係団体においては、海賊版対策担当部門の設置や担当職員の配置などを進めるとともに、政府においても人員・予算の確保を含めた体制の整備・強化が不可欠である。

この報告書を契機として、海賊版対策に関する取り組みが強化され、官民の協力及び省庁間の連携が促進されることを期待する。